

令和6年能登半島地震関連							
介護保険利用者負担額減額・免除認定証							
交付年月日 令和6年 月 日							
被 保 険 者	被保険者番号	0123456789					
	住 所	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地					
	フリガナ	ナナオ タロウ					
	氏 名	七尾 タロウ					
	生年月日	昭和 年 月 日					
	適用年月日	令和6年1月1日					
	有効期限	令和6年12月31日→令和7年6月30日(読み替え対応)					
免除認定事項	給付率 100/100						
保険者番号並びに保険者名及び印	<table border="1"><tr><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>3</td></tr></table> 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地 七 尾 市	1	7	2	0	2	3
1	7	2	0	2	3		

注意事項

- 介護保険サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 介護保険サービスを受けるときは、食費、居住費及び支給限度額を超えた分を除く利用者負担額が減額・免除の対象となります。
- 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

■必ずお読みください

- すでに利用されている介護サービス事業所で利用者負担額の支払免除を受けている方は、改めてこの認定証を提示する必要はありません。
- なお、初めての事業所でサービスを受ける際は、担当のケアマネジャーや事業所の窓口などに必ずこの認定証を提示してください。